

令和6年度
北海道大学 大学院法学研究科 法律実務専攻
(法科大学院)

入学者選考試験【前期日程】
「法律科目試験」問題冊子

試験科目：憲法・刑法

試験時間：14:00～16:40

解答上の注意

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開いてはならない。
2. 問題冊子は、表紙も含めて5ページある。
3. 解答用紙は両面印刷のB4版で、憲法【第1問】・【第2問】、刑法【第1問】・【第2問】の4枚である。
4. 解答用紙は、4枚とも必ず提出せよ。
5. 受験番号（上下2箇所）および氏名（上1箇所）を、すべての解答用紙の指定された箇所に必ず記入せよ。
6. 解答は、すべて所定の解答用紙の指定された欄に横書きで記入せよ。
7. 解答は、黒インクのボールペン又は万年筆（ただし、インクがプラスチック製消しゴム等で消せないものに限る。）で記入せよ。
8. 必要以外のことを解答用紙に書いてはならない。
9. 問題冊子の余白は下書きに使用してもさしつかえない。
10. 草稿用紙は回収しない。
11. 書き込み等のない所定の六法の持ち込みを認める。

【前期日程】

試験科目名： 憲 法

第1問（配点：40点）

Xは、児童買春をしたとの被疑事実に基づき、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」違反の容疑で2022年11月に逮捕され、同年12月に同法違反の罪により罰金刑に処せられた。Xが上記容疑で逮捕された事実（以下「本件事実」という。）は逮捕当日に報道され、その内容の全部または一部がインターネット上のウェブサイトの電子掲示板に多数回書き込まれた。

Yは、利用者の求めに応じてインターネット上のウェブサイトを検索し、ウェブサイトを識別するための符号であるURLを検索結果として当該利用者に提供することを業として行う検索事業者である。

本件事実の発生から5年経過後に、Yの利用者が、Xの居住する県の名称およびXの氏名を条件として検索すると、当該利用者に対して提供されたURL並びに当該ウェブサイトの表題および抜粋（以下「URL等情報」という。）の中には、本件事実等が書き込まれたウェブサイトのURL等情報（以下「本件検索結果」という。）が含まれていた。

そこでXは、Yに対し、プライバシー権に基づき、本件検索結果の削除を求める仮処分命令の申立てをした。

この事例に含まれる憲法上の問題点について、関連する判例および学説に触れつつ論じなさい。

【前期日程】

試験科目名： 憲 法

第2問（配点：40点）

202×年7月に行われた参議院（比例代表選出）議員の選挙（以下「本件選挙」という。）に当たり、A党が選挙長に届け出た候補者名簿（以下「本件届出名簿」という。）の登載順位は、第1位がB、第2位がC、第3位がD、第4位がE、第5位がX、第6位がF、第7位がGであった。本件選挙の結果、A党の候補者は第4順位までが当選となり、第5順位のXは次点となった。

A党は、翌年6月、選挙長に対し、文書で、Xが除名によりA党に所属する者でなくなった旨の届出をした。この届出書には、公職選挙法（以下「法」という。）の規定するところに従い、当該除名の手続を記載した文書および当該除名が適正に行われたことをA党の代表者Bが誓う旨の宣誓書が添えられていた。

その後、BおよびCは、同年7月公示の衆議院議員総選挙に立候補する旨の届出をしたので、法90条の規定により参議院議員を辞したものとみなされ、参議院議員の欠員が生じた。これを受けて、選挙長は、選挙会を開き、選挙会は、本件届出名簿のうちから、第6順位のFおよび第7順位のGの両名を当選人と定め、中央選挙管理委員会は、その告示をした。

これに対し、Xが、自己の除名は無効であるから、Gの当選は無効であるとして、法208条に基づいて当選訴訟を提起した。この事例に含まれる憲法上の問題点について、関連する判例および学説に触れつつ論じなさい。

【前期日程】

試験科目名： 刑 法

第1問（配点：40点）

X（男性、30歳、身長175cm、体重65kg）は、建設会社Pの従業員であるが、地方での建設工事に従事するため、多数の同社作業員とともに宿舎で寝泊まりしていた。ある日の夜、同僚の作業員らとともに居酒屋で飲食をした際、普段から仕事上での意見がよく対立し、反目していた同僚A（男性、27歳、身長173cm、体重65kg）との間でつかみ合いの喧嘩になった。腹が立ったXは、店を出て先に宿舎に戻った。

Xが宿舎に戻った約1時間後、Xが自身の個室でテレビを見ていたところ、酩酊したAがXの名前を大声で呼びながら宿舎に戻ってきた。Aの足音がXの部屋に近づいてきたため、XはAから襲撃されると考えて、そのとき反撃ができるように部屋にあった理髪用のハサミをズボンの後ろのポケットに入れた。AがXの部屋のドアを叩いたので、Xがドアを開けたところ、Aは、「さっきはすまんかった。話し合いたいから部屋に入れてくれ」と言った。Xは、話し合いの提案に同意し、「そうしよう。腹を割って話そうや」と言って、AをXの部屋に招き入れた。しかし、Aは、Xが部屋の床に座るやいなや、A自身が立った状態からXを蹴りつけ、さらに倒れたXの上に馬乗りになってXの顔面を2回殴った。Xは、しばらくの間、「やめろって」などと言いながらAの腕を抑えようとしていたが、なおもAはXの顔面を殴りつけてきた。そしてXは、やっとのことでAを押しつけたところで、起き上がって膝をついた状態でズボンの後ろのポケットに入れていたハサミを取り出し、刃先をAに示して、「やられたいんか。早く出ていけ」と威嚇した。ところが、これに対し、Aはなおも殴りかかってきたので、それを見たXは、一方的に攻撃されたことに対して憤激し、死んでもいいと思いながら、ハサミをAの腹部に突き刺した。その後、Aは病院に搬送されたが、腹部の傷害を原因とする出血多量により死亡した。

Xの罪責を論じなさい。ただし、特別法について論じる必要はない。

【前期日程】

試験科目名： 刑 法

第2問（配点：40点）

全国紙「W新聞」の社会部記者であるXは、国立大学法人Z大学医学部の教授であるAが、製薬会社Bから多額の現金を賄賂として受け取っているという情報を得た。Xは、本件について徹底した調査を実施し、取材に基づいて収集した確実な資料・根拠に照らして上記事実が真実であると確信したので、W新聞の紙上に、「A教授はB社から総額1000万円の賄賂を収受している」旨の記事を掲載・頒布した。

その後Xは、名誉毀損罪（刑法230条1項）で起訴されたが、裁判において、上記事実が真実であることは立証されなかった。

Xの罪責について論じなさい。その際には、刑法230条の2の特例の法的性格に関する複数の見解を詳しく説明し、自説及びその根拠を明らかにした上で、反対説を批判すること。ただし、特別法違反について論じる必要はない。

令和6年度
北海道大学 大学院法学研究科 法律実務専攻
(法科大学院)

入学者選考試験【前期日程】
「法律科目試験」問題冊子

試験科目：民法・商法

試験時間：10:00～12:00

解答上の注意

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開いてはならない。
2. 問題冊子は、表紙を含めて3ページある。
3. 解答用紙は両面印刷のB4版で、民法【問1】・【問2】、商法の3枚である。
4. 解答用紙は、3枚とも必ず提出せよ。
5. 受験番号（上下2箇所）および氏名（上1箇所）を、すべての解答用紙の指定された箇所に必ず記入せよ。
6. 解答は、すべて所定の解答用紙の指定された欄に横書きで記入せよ。
7. 解答は、黒インクのボールペン又は万年筆（ただし、インクがプラスチック製消しゴム等で消せないものに限る。）で記入せよ。
8. 必要以外のことを解答用紙に書いてはならない。
9. 問題冊子の余白は下書きに使用してもさしつかえない。
10. 草稿用紙は回収しない。
11. 書き込み等のない所定の六法の持ち込みを認める。

【前期日程】

試験科目名： 民 法

問題（配点：80点）

令和4年6月1日、Aは自己所有の宅地（以下「本件土地」という。）をBに売却し、同日、本件土地をBに引き渡した。しかし、AB間の売買契約では、同年9月1日にBがAに代金を支払うのと同時に、移転登記がされることになっていたので、B名義の登記はされていない。

令和4年7月1日、BはCに本件土地を転売して引き渡したが、AB間で移転登記がされていないため、BC間でも移転登記はされていない。

令和4年7月10日、CはDに本件土地を賃貸して引き渡した。Dは本件土地上で建物の建築工事を始め、同年8月25日、建物（以下「本件建物」という。）を完成させ、同日、本件建物の保存登記をした。

令和4年9月1日以降、AはBに代金支払を再三求めたが、Bが支払わなかったため、所定の手続を経た上、同月15日、AはBとの売買契約を解除した。

問1（配点：40点）

この場合、AC間及びAD間の法律関係がどうなるかを説明しなさい。

問2（配点：40点）

令和4年9月20日、大雨により、本件土地の一部が崩れたので、Dは土留めの工事を行い、他方、Bとの売買契約を解除したAは、同年10月1日、本件土地をEに売却した、とする。

この場合、①AE間で本件土地の移転登記がまだされていないときと、②AE間で本件土地の移転登記がすでにされているときのそれぞれについて、CE間及びDE間の法律関係がどうなるかを説明しなさい。

【前期日程】

試験科目名： 商 法

問題（配点：40点）

問1

Aは甲株式会社の取締役である。令和5年6月の定時株主総会の終了時にAは任期満了で取締役を退任することになっていた。甲社では、退職した取締役に退職慰労金を支払っており、慰労金の額を算定する内規を定めていた。令和5年6月の株主総会で、内規に従ってAの退職慰労金の額を決めることを取締役会に一任する旨の決議がなされた。これを受けて、取締役会で内規に従って退職慰労金の額を1000万円と決定し、甲社はAに1000万円を支払った。この退職慰労金の支払は適法かどうかについて論じなさい。

問2

なぜ公開会社と非公開会社とでは新株発行の募集事項を決定する機関が異なるのかを説明しなさい。

令和6年度
北海道大学 大学院法学研究科 法律実務専攻
(法科大学院)

入学者選考試験【前期日程】
「法律科目試験」問題冊子

試験科目：民事訴訟法（第1解答）

試験時間：13：30～14：10

解答上の注意

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開いてはならない。
2. 問題冊子は、表紙を含めて2ページある。
3. 解答用紙は両面印刷のB4版で、民事訴訟法の1枚である。
4. 解答用紙は、必ず提出せよ。
5. 受験番号（上下2箇所）および氏名（上1箇所）を、すべての解答用紙の指定された箇所に必ず記入せよ。
6. 解答は、すべて所定の解答用紙の指定された欄に横書きで記入せよ。
7. 解答は、黒インクのボールペン又は万年筆（ただし、インクがプラスチック製消しゴム等で消せないものに限る。）で記入せよ。
8. 必要以外のことを解答用紙に書いてはならない。
9. 問題冊子の余白は下書きに使用してもさしつかえない。
10. 草稿用紙は回収しない。
11. 書き込み等のない所定の六法の持ち込みを認める。

【前期日程】

試験科目名： 民事訴訟法

問題（配点：40点）

問1

遺産確認の訴えは、判例によれば、固有必要的共同訴訟であると解されているが、その理由について、遺産確認の訴えの利益が認められる理由を詳らかにした上で、説明しなさい。

問2

Yは、Xに対して、100万円の売買代金支払請求権を訴訟物とする給付訴訟を提起したところ、Xは、第1回口頭弁論期日において、売買契約の締結の事実を認めた上で、Yに対して既に10万円を弁済した事実を主張し、かつ、Yに対して有する100万円の貸金返還請求権を自働債権として対当額で相殺する旨の意思表示をした。受訴裁判所は、①YのXに対する100万円の売買代金支払請求権が発生していた、②XがYに対して10万円を弁済した事実が存在した、③第1回口頭弁論期日の時点でXのYに対する100万円の貸金返還請求権が存在し弁済期が到来していた、という心証を得たため、Yの請求を全部棄却する旨の判決をし、この判決は確定した。

その後、Xは、Yに対して、前出の100万円の貸金返還請求権を訴訟物とする給付訴訟を提起した。これに対して、Yは、Xに対して既に10万円を弁済した事実を主張した。受訴裁判所は、Xの請求を全部棄却する旨の判決をすべきであると考えているが、その理由として考えられるところを述べなさい。

令和6年度
北海道大学 大学院法学研究科 法律実務専攻
(法 科 大 学 院)

入学者選考試験【前期日程】
「法律科目試験」問題冊子

試験科目 : 刑事訴訟法 (第2解答)

試験時間 : 14 : 20 ~ 15 : 00

解答上の注意

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開いてはならない。
2. 問題冊子は、表紙を含めて2ページある。
3. 解答用紙は両面印刷のB4版で、刑事訴訟法の1枚である。
4. 解答用紙は、必ず提出せよ。
5. 受験番号(上下2箇所)および氏名(上1箇所)を、すべての解答用紙の指定された箇所に必ず記入せよ。
6. 解答は、すべて所定の解答用紙の指定された欄に横書きで記入せよ。
7. 解答は、黒インクのボールペン又は万年筆(ただし、インクがプラスチック製消しゴム等で消せないものに限る。)で記入せよ。
8. 必要以外のことを解答用紙に書いてはならない。
9. 問題冊子の余白は下書きに使用してもさしつかえない。
10. 草稿用紙は回収しない。
11. 書き込み等のない所定の六法の持ち込みを認める。

【前期日程】

試験科目名： 刑事訴訟法

問題（配点：40点）

ある日の午前1時ころ、警察官Pらは、札幌市すすきの地区の飲み屋街を歩いて警ら中、路肩に、エンジンをかけたまま停止している車両が目に入った。Pらが、その車両の中の様子を窺いながら、同車両の横をゆっくりと歩いていると、左ハンドルの運転席にいる甲が、わざとPらと目が合わないようになっていると思われ、さらに、甲には、落ち着きがなかった。そこで、Pらは、甲に、運転席側の窓を開けさせた上で、職務質問を開始し、その際、所持品検査をした。

問1

上記の職務質問及び所持品検査の法的根拠について説明しなさい。

問2

上記の所持品検査の際、甲から酒の臭いがしたので、Pらは、甲に呼気検査のため降車を求めた。しかし、甲がそれを拒否して自動車を発進させようとしたので、Pは、運転席の窓から手を差し入れて、エンジンキーを引き抜いて取り上げた。

Pの行為の適法性について論じなさい。

令和 6 年度
北海道大学 大学院法学研究科 法律実務専攻
(法 科 大 学 院)

**入学者選考試験【前期日程】
「法律科目試験」問題冊子**

試験科目 : 行政法

試験時間 : 15 : 45 ~ 16 : 25

解答上の注意

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開いてはならない。
2. 問題冊子は、表紙を含めて 3 ページある。
3. 解答用紙は両面印刷の B 4 版で、行政法の 1 枚である。
4. 解答用紙は、必ず提出せよ。
5. 受験番号（上下 2 箇所）および氏名（上 1 箇所）を、すべての解答用紙の指定された箇所に必ず記入せよ。
6. 解答は、すべて所定の解答用紙の指定された欄に横書きで記入せよ。
7. 解答は、黒インクのボールペン又は万年筆（ただし、インクがプラスチック製消しゴム等で消せないものに限る。）で記入せよ。
8. 必要以外のことを解答用紙に書いてはならない。
9. 問題冊子の余白は下書きに使用してもさしつかえない。
10. 草稿用紙は回収しない。
11. 書き込み等のない所定の六法の持ち込みを認める。

【前期日程】

試験科目名： 行政法

問題（配点：40点）

Xは、H県S市内T地区（以下「本件地区」という。）に所在する土地において精神病院（以下「X精神病院」という。）を経営している。Xには、現在H大学病院に研修医として勤務する子供Aがいる。Aは、将来X精神病院の副病院長として勤務することが予定されており、Xはそれを前提に病院施設の拡張を予定していたが、令和5年9月1日、知事Yは、都市計画法8条1項に基づき、X精神病院の土地を含む本件地区を、それまでの準工業地域から新たに工業地域に指定替えすることを内容とするS広域都市計画用途地域の決定（以下「本件決定」という。）を行った。

都市計画法8条に基づき用途地域が指定されると、その地区内の建築物は、建築基準法上、建築物の種類、容積率、建ぺい率、建築物の敷地面積等の制限を受ける。準工業地域に指定された地区内の土地では病院の建設は可能であるが、本件のように、工業地域に指定された地区内の土地では、原則として病院や学校等などの建築が禁じられる（建築基準法48条12項、別表第二（を））。これによりXは本件決定後もひきつづきX精神病院の経営自体はできるものの、将来病棟施設の拡張工事をしようにも建築確認を受けることができなくなった。Xは、公聴会を経ることなく本件決定が行われたこと、またマンション等が立ち並ぶ本件地区の現状を考慮することなく、恣意的な裁量権行使によってYが本件決定を行ったことに不満を持っている。

関連する最高裁判決に言及しつつ、本件においてXが提起すべき訴訟を述べよ（行政事件訴訟法に規定されているものに限る。出訴期間は徒過していないものとする。）。

（参考条文）

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）

（地域地区）

第八条 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる地域、地区又は街区を定めることができる。

一 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域（以下「用途地域」と総称する。）

（二項以下略）

【前期日程】

試験科目名： 行政法

○建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）

（用途地域等）

第四十八条 第一種低層住居専用地域内においては、別表第二（い）項に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が第一種低層住居専用地域における良好な住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

2 略（以下11項まで略）

1 2 工業地域内においては、別表第二（を）項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が工業の利便上又は公益上必要と認めて許可した場合においては、この限りでない。（以下略）

○別表第二 用途地域等内の建築物の制限（第二十七条、第四十八条、第六十八条の三関係）

(を)	工業地域内に建築してはならない建築物	一 略 二 ホテル又は旅館 三 キャバレー、料理店その他これらに類するもの 四 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類する政令で定めるもの 五 学校（幼保連携型認定こども園を除く。） 六 病院 七 店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途で政令で定めるものに供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が一万平方メートルを超えるもの
-----	--------------------	--

令和6年度 法科大学院入学者選考試験【前期日程】法律科目試験
出題の趣旨

【憲法】

(第1問)

本問は、プライバシー権に基づいた検索事業者が示す検索結果の削除請求が認められる要件に関するものである。主要な論点として、①逮捕された事実のプライバシー該当性、②当該事実を含む検索結果の表示の違法性要件、③削除請求が認められる要件等である。関連判例として、最3小決 H29・1・31 判例時報 2328・10 がある。上記②の要件と③の要件に差異があるのか否かが特に重要な論点となる。

(第2問)

本問は、最判平成7年5月25日民集49巻5号1279頁に基づく事案である。同判決は、政党が党員に対してした処分について「右処分が一般市民としての権利利益を侵害する場合であっても、右処分の当否は、当該政党の自律的に定めた規範が公序良俗に反するなどの特段の事情のない限り右規範に照らし、右規範を有しないときは条理に基づき、適正な手続に則ってされたか否かによって決すべきであり、その審理も右の点に限られる」とした最判昭和63年12月20日判時1307号113頁を引用して、本件では除名届が適法にされている以上、名簿届出政党等による名簿登載者の除名が不存在又は無効であることは、当選訴訟における当選無効の原因とはならないと判示している。他方で、名簿登載者について政党のする除名は「公的ないしは国家的性質を有し、単に政党の内部事項にとどまるとはいえない」として本件除名を無効とした原審（東京高判平成6年11月29日判時1513号60頁）や、政党が投票後に名簿登載者を除名することは直接選挙の原則に反するという学説の指摘もある。こういった論点について判例や学説を踏まえた記述がなされていれば、答案としては十分であろう。

【刑法】

(第1問)

本問は、被侵害者Xが行った侵害者Aに対する行為について、正当防衛が成立しうるのかどうか、とりわけ侵害の急迫性、防衛の意思、あるいは防衛行為の相当性などの正当防衛の基本的な成立要件の充足の有無について、問題文で示された事例の特徴をふまえて的確に論じることができるのかどうかを問うものである。

(第2問)

本問は、名誉毀損罪の真実性の証明に失敗した場合（いわゆる「真実性の錯誤」）の処理について問うものである。まず、Xの行為の構成要件該当性を丁寧に検討した上で、問題文にあるように、刑法230条の2の法的性格に関する複数の見解を明らかにし、それぞれの見解が上記の錯誤事例についてどのような結論を導くかを説明することが求められる。そして、支持すべき立場はいずれか、それはいかなる根拠に基づくかを述べることになる。

【民法】

本問は、契約解除の効果について、物権法を交えつつ、その理解を問うものである。

問1では、契約解除が第三者に及ぼす効果について、「第三者」の範囲ないしその者が備えるべき要件（545条1項ただし書）、さらにいわゆる「転得者」（に類似する立場にある者）がこの「第三者」に当たるか否かが問われている。そして、検討に際しては、直接の第三者であるCが対抗要件を具備していないこと、他方、Dが借地借家法上の対抗要件（同法10条1項）を備えていることを前提に、論理的な論述が求められている。さらに、仮にDが本件土地の賃借権をAに主張できるとするなら、Dに対する賃貸人が誰であるについても検討することが望まれる。

問2では、契約解除の効果と177条の「第三者」との関係、そして、費用償還をめぐる賃貸人と賃借人ないし所有者と占有者との関係が問われている。すなわち、Cが545条1項ただし書の「第三者」に当たらないとすると、無権利者であるCは177条の「第三者」に該当せず、Eは登記を備えていなくても、Cに所有権を対抗できるはずである。他方、仮にDが545条1項ただし書の「第三者」に当たると考えるなら、177条の「第三者」に該当し、EがDに所有権を主張するには、対抗要件を具備しなければならず、加えて、Eが対抗要件を備えた場合のDの賃借権の帰趨も問われることになる。つまり、本件土地の譲渡に伴う賃貸人の地位の移転についても検討が求められているのである。

【商法】

問1は、取締役の報酬の額は定款に定めがなければ株主総会決議で決める必要があるところ（361条1項1号）、退職慰労金が報酬に当たるか、当たるとして、株主総会決議で額の決定を取締役会に一任することは適法かを問うものである。

判例を踏まえて、どのような場合に適法になるかを論じることが期待される。

問2は、新株発行の募集事項の決定機関は、原則として、公開会社では取締役会であり（201条1項）、非公開会社では株主総会である（199条2項）という制度になっていることの理解を問うものである。新株発行では株主のどのような利益の保護が問題になり、他方で新株発行を迅速に行う必要はあるかなどの点を踏まえて、説明することが求められる。

【民事訴訟法】

（問1）

遺産確認の訴えに関する最判昭和61年3月13日民集40巻2号389頁（百選22事件）および最判平成元年3月28日民集43巻3号167頁（百選95事件）の理解を問うものである。

（問2）

訴訟上の相殺の抗弁の審理の順序、「相殺をもって対抗した額」（民訴114条2項）の本問の事案における具体的な範囲、「相殺をもって対抗した額」（同上）について生じる既判力の内容を踏まえて、後訴（貸金返還請求訴訟）において全部棄却判決が導かれ得る理由を問うものである。

【刑事訴訟法】

捜査の端緒である職務質問およびそれに伴う所持品検査に関する事例問題を通して、それらの基本的知識の有無を問うために出題した。

（問１）

問１では、職務質問およびそれに伴う所持品検査の法的根拠を適切に挙げ、特に所持品検査については明文の規定はないが、なぜそれが認められるのかを基本判例を踏まえつつ論じることが求められる。

（問２）

問２では、問１の法的根拠を前提としながら、与えられた事例の事実関係を的確に踏まえ、職務質問およびそれに伴う所持品検査の適法性を論じる必要がある。その際、職務質問や所持品検査の法的性格や強制処分該当性、任意処分の判断枠組みを正確におさえながら、事案を分析して結論を提示することが求められる。

【行政法】

本問は、「地域地区」について規定する都市計画法第８条に基づいて、用途地域が、従来の準工業地域から工業地域へと指定変更する旨が決定された場合の争訟方法についての基礎的な知識を問うものである。本問の争点は、用途地域の指定（本件決定）が、果たして、行政事件訴訟法第３条にいう「行政庁の公権力の行使」と言いうるか（本件決定に処分性は認められるか否か）である。本問は、行政庁の公権力の行使に関する最高裁判決の基礎的理解、並びに、本件決定の処分性の有無についての最高裁判例（最判昭和５７年４月２２日第一小法廷判決）の理解を問うことを出題趣旨としたものである。